

事務連絡  
令和4年7月21日

各（都道府県）  
（市町村）  
（特別区）

母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

### 新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であり、現在、各都道府県、市町村が連携して当該検査の実施体制の整備に取り組んでいるものと承知しております。

新生児聴覚検査について、家庭の経済状況に関わらず全ての新生児を対象として実施するためには、当該検査費用の公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を積極的に図ることが重要です。また、令和3年3月に立ち上げた難聴児支援に携わる有識者等で構成された検討会において、本年2月にとりまとめられた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」では、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項として、「市区町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行うこと」をお示ししたところです。

厚生労働省で実施している「新生児聴覚検査の実施状況等調査」では、令和元年度時点で、出生児数に対する受検者数の割合は90.8%となっている一方、当該検査費用の公費負担を実施している市町村は52.6%となっています。

新生児聴覚検査費については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところですが、令和4年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に係る経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体(人口10万人)

当たり 935 千円が計上されたところです。

各市町村におかれましては、難聴児の早期発見・早期療育推進のため、当該検査費用の公費負担について積極的に取り組み、受検者の経済的負担の軽減を図っていただくようお願い申し上げます。また、各都道府県におかれましても、管内市町村の当該検査の実施状況を把握し、実施体制の整備の取組が進むよう、引き続き必要な支援を行っていただくよう併せてお願いいたします。

なお、各市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施状況については、今後も国において継続的に実態調査を実施する予定であるため、念のため申し添えます。